

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和4年度 11回定例  
9月20日（火）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和4年9月20日に教育委員会第11回定例会を招集した。

- |   |      |              |           |        |
|---|------|--------------|-----------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和4年9月20日(火) | 開会        | 13時30分 |
|   |      |              | 閉会        | 15時00分 |
| 2 | 会場   | 教育委員会議室      |           |        |
| 3 | 出席者  | 教 育 長        | 池 上 重 弘   |        |
|   | 委 員  |              | 渡 邊 靖 乃   |        |
|   | 委 員  |              | 藤 井 明 宏   |        |
|   | 委 員  |              | 伊 東 幸 宏   |        |
|   | 委 員  |              | 小野澤 宏 時 雄 |        |
|   | 委 員  |              | 後 藤 康 雄   |        |

事務局(説明員)	水 口 秀 樹	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監
	宮 崎 文 秀	参事(政策管理担当)
	本 多 伸 治	参事(学校教育担当)
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長
	井 出 好 彦	教育総務課長
	山 下 英 作	教育政策課長
	大 澤 篤 篤	教育DX推進課長
	青 木 康 行	財務課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	戸 塚 康 史	義務教育課長
	中 山 雄 二	高校教育課長
	高 橋 和 彦	特別支援教育課長
	近 藤 浩 通	健康体育課長
	藤ヶ谷 昌 則	社会教育課長
	室 伏 伸 明	静岡教育事務所長
	鈴 木 勝 則	静岡西教育事務所長
	松 下 和 弘	総合教育センター所長
	柴 雅 房	中央図書館長
	貝 瀬 佳 章	教育総務課参事
	新 貝 高 史	教育総務課勤務条件・監察主幹
	西 田 秀 男	義務教育課参事
	石 田 善 正	義務教育課人事班教育主幹
	眺 野 大 輔	高校教育課人事監

#### 4 その他

- (1) 第18、19号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

## 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員に願います。

## 【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 18、19 号議案は人事案件、報告事項 2 は公開前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 18、19 号議案、報告事項 2 は非公開とする。公開案件から審議する。

## 報告事項 1 ふじのくに中学校 1 次募集結果及び 2 次募集

教 育 長： 報告事項 1 「ふじのくに中学校 1 次募集結果及び 2 次募集」について、戸塚義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 質問が 3 つある。まず 1 点目は、当初想定した応募状況と、実際の応募状況の比較を教えてください。それから 2 点目は、条件を満たさずに応募し、入学できない方が 1 名いるということだが、もし差し支えなければその理由を教えてください。3 点目は、外国籍の方が入学される予定があるか教えてください。

義務教育課長： 1 点目については、最初にニーズ調査で 90 人という数字があった。他県の例を見ると、大体その 1 割程度が実際に希望している。そのため、それほど多くないという予想はしていた。そのため、実際の応募状況は想定範囲内である。3 点目については、磐田本校で 3 人、三島長陵で 3 人の計 6 人である。2 点目については、個人的な話になるため、控えさせていただきます。

渡 邊 委 員： 2 点質問がある。1 点目は、今回、支援者向けの説明会を丁寧に行われるということで、良い動きだなと思っている。入学希望者説明会、入学希望者面接を県庁で行われるということだが、実際の校舎が三島・磐田で、片道電車で 1 時間、希望者によってはそれ以上の時間がかかってしまうことも想定される。学校のある場所でなく、県庁で実施する理由を教えてください。2 点目は、今後、中途入学を希望する方が出てくる可能性も高いと思うが、それに関して何か用意していることがあるか。

義務教育課長： 1 点目については、開校に向け、校舎・教場とも工事に入る予定であり、会場が使用できないため、県庁で開催するものである。しかし、幅広い方に聞いていただきたいため、その状況を映像で残し、いつでも見れるように HP に掲載することも考えている。

義務教育課参事： 2 点目については、入学した人たちへの 3 年間の学びをしっかりと保証していくことを第一に考え、ふじのくに中学校を設置している。その

ため、年度初めの入学が基本ということで進めていきたい。今後、数年間の様子を見ながら見直していく必要があるかもしれないが、まずは入学した人たちの3年間の学びをしっかりと保証していくことを考えていきたい。

渡 邊 委 員： 工事に入るということだが、大きな建物なので、数時間だったら借りられるスペースもあるかもしれない。なるべく、入学希望者の方の負担にならない形で説明会や試験を行っていただきたい。

伊 東 委 員： 説明会のコンテンツのアップについて、どのように行うか教えていただきたい。

義務教育課長： 説明会で説明をしている様子を撮影し、HPに掲載することで、いつでもそれを見られるという形としたい。

藤 井 委 員： 先ほど話が出た中途入学の件だが、事務局の考え方も理解するが、学びを必要としている方が、学ぶ気持ちはあるけれども学べないということが起こらないように、可能な限り柔軟に受け入れるようにしていただきたい。

教 育 長： 難しいところである。「御意見として承りました」というのが、おそらく私の立場で言える最大限である。かなり様々な事例が出てきそうと思う。今後、時間割の作成、教室の割り当て、教員の配置等、具体的な詰め作業が始まる。その中で今の御意見のことを検討メンバーで共有しながら対応を考えていきたいと思う。他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

## 報告事項2 令和5年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果

教 育 長： 報告事項2「令和5年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果」について、戸塚義務教育課長、中山高校教育課長、高橋特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項について説明>

高校教育課長： <報告事項について説明>

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 質問が2点ある。1点目は、計画上必要とする人数に対して合格者は充足しているのか。

義務教育課長： 合格者数が必要な人数であり、充足している。

高校教育課長： 高校も同様である。

特別支援教育課長： 特別支援教育課も同様である。

藤 井 委 員： 合格者数が0のところは必要ないが応募を受け付けたということか。

特別支援教育課長： 特別支援学校では、教科別で募集はしたが、そこに見合う人がいな

かった。特別支援学校は総数での配置ができるため、総数で合格を考えている。

高校教育課長： 高校も同様である。

藤井委員： 要するに、他で合格している方が代替できるということか。

特別支援教育課長： その通りである。

藤井委員： 新学期が始まり、期中に何らかの理由で欠員が生じた場合、補欠としてリストされた人を採用する。そういうような処置というのはないのか。

義務教育課長： 結果発表後に辞退があった場合の為に補欠を確保している。また、受験申請時に臨時講師の希望を聞いており、新年度が始まり、そこで欠員が出た場合はそういった方に対応を依頼している。補欠とは別の形になる。

高校教育課長： 高校も同様である。

特別支援教育課長： 特別支援教育課も同様である。

藤井委員： 2点目は、情報リテラシーに長けた方の採用、それから、精神面・心理面での候補者の確認といった点で、例年ではない形で工夫をしたことはあるか。

高校教育課長： 心理面については、適性検査を行っている。そこで、ストレス耐性等を見て、「少し厳しいな」という方は、選考の対象から外れたりする場合もあり得る。また、情報については、今後、加点の中に『情報関係の資格』等を入れられないか議論をしている。

義務教育課長： 小・中学校については、情報の関係は育成指標にも記載されているため、それに基づいて、面接の中でICT関係の質問も入れるようにしている。心理面については、適性試験等、そういったもので対応していきたいと考えている。

藤井委員： 回答いただいた内容は、今年度の選考で新たに加えたというよりも、例年通りということか。

義務教育課長： 今の説明は例年通り行われていることである。

藤井委員： あえて質問した理由は、不祥事が続く中、採用時点で可能な限りチェックを入れるとは不可欠なので、これまで通りのパターンでやっている、これまで通りの結果になってしまう。多発した不祥事を踏まえ、少し工夫を加えて、少しでもフィルターが効果を表すようなことを考える必要があるのではないか。

教 育 長： 面接でのやり取りする質問の中に、面接官が藤井委員から御指摘のあったポイントを意識的に含めたかどうか。

高校教育課長： それについては含めている。適性検査の結果は、面接官に渡っており、それを参考にしながら質問をしている。そこは面接官の判断になるが、その情報を踏まえた内容だということは間違いない。

藤井委員： 最後に、先日の移動教育委員会で、聖光学院の工藤学長が特別採用に関して柔軟に考えてほしいというようなコメントをされた。その点で、今回の採用との対比で浮き彫りにされていることはあるか。

高校教育課長： 高校について申し上げる。博士号を取得したものを対象にした選考と

いうものがあり、博士号を持った方について教員免許を持っていなくても受験できるという選考方法をとっている。合格した場合は、特別免許状を発行し、教員免許を持っていなくても教壇に立てる。そのような制度をしばらく前からやっている。合格まで至らない場合も多いが、今年度は2人合格者が出た。なお、特別免許状の他に特別非常勤講師という制度もあるので、採用と直接に関係がなくても、何らかの形で学校の中にそういった人たちをプラスアルファで入れてくかというのは課題であると認識している。

特別支援教育課長： 特別支援学校については、かなり重度の障害の方が増えているので、教員免許状を持っていなくても、看護師の経験で重度の障害のある方を見てきた経験のある方を教員として採用していこうと考えており、昨年度から行っている。今年度の方については不合格となってしまったが、そういう形で進めている。

義務教育課長： 先ほど博士号の話があったが、同様の形で中学校は社会人経験者、特に技能教科についてはなかなか応募がないため、そういった形の枠で応募し、免許のない方でも採用を行っている。

教 育 長： 聖光学院での工藤校長は、もっと民間企業の方にも教壇に立ってもらったほうがよいと発言されていた。その点では、今城北工業高校で行っていることはいかがか。

教 育 監： これまでも、民間の技術者に工業高校に来ていただき、指導に当たっていただくことがあったが、これまでは特別免許状を付与しないので、免許を持った人がいないと直接の指導ができなかった。今回、国の指定を浜松城北工業高校が受け、ヤマハと浜松市と浜松城北工業高校で技術者等を学校に派遣してもらうという制度を始めた。それについては、特別免許状を付与する予定で進めている。そうすると、ヤマハから派遣された方が直接指導できるという形になる。

教 育 長： 今そういう動きが県教育委員会でも始まりつつある状況である。

藤 井 委 員： 民間の人が教育の現場に入るといい刺激になると思うので、ぜひ継続していただきたい。

小 野 澤 委 員： 大学院進学予定者の特例受験者はどういうことか。

義務教育課長： 例えば、大学院に進学予定の方が4年生で受験し合格すれば、その効力は大学院を卒業したときまで残すといったものである。

伊 東 委 員： 選考の時期の変更に関して予定はあるか。

教 育 長： それがいろんところで話題になっているのは知っている。ただ、現状具体的な時期変更の検討は、今のところ教育委員会の中では始まっていない。もちろん、始まる可能性を排除しているわけではない。

伊 東 委 員： 私は始めるべきだと思う。

教 育 長： 今回、結果が出たということで、総括している中で時期の変更についても検討していきたいと思う。他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

**<非>第 18 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第 19 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。  
これをもって、令和 4 年度第 11 回教育委員会定例会を閉会とする。